

「築地本願寺合同墓使用の手引書」新旧対照表

2020(令和 2)年 9 月 29 日

築地本願寺 法要行事部 合同墓担当

	旧	新
	<p>目次</p> <p>四、合同墓管理受託義務の消滅について…………… …………… <u>2</u></p>	<p>目次</p> <p>四、合同墓管理受託義務の消滅について…………… …………… <u>3</u></p>
P.1	<p>築地本願寺合同墓（以下、「合同墓」という）の利用者は、以下に記載する合同墓利用に関するすべての規程並びに<u>国家の法律</u>を遵守くださいますようお願いいたします。</p> <p>一、合同墓ご利用に関連する参拝・読経について</p> <p>①<u>読経のお申込みの際は「築地本願寺倶楽部カード」を本堂受付に提示くだされば、すみやかに手続きができます。</u></p> <p>②参拝をはじめいかなる場合も、ご遺骨の出骨はできませんのでご了承ください。</p> <p>③<u>盆会、彼岸会、納骨法要、年忌法要、ご祥月法要、ご命日法要等に際して読経をご希望の場合は、所定の読経申込書に記入のうえ、本堂受付にてお申込みください。平常は本堂又は礼拝堂（合同墓礼拝堂ではなく本館の礼拝堂）他にて読経いたします。また、降誕会前日・降誕会（5月20日～5月21日）報恩講前日・報恩講（11月10日～11月16日）期間および別に定める期間は、読経申込みはお受けしていません。</u></p> <p>④<u>納骨法要のお時間を11時30分、及び15時30分に設けております。読経をご希望の場合は、当日本堂受付にてお申込みください。</u></p> <p>⑤供物、供花は、参拝・読経がお済みになりま</p>	<p>築地本願寺合同墓（以下、「合同墓」という）の利用者は、以下に記載する合同墓利用に関するすべての規程並びに<u>国の法令</u>を遵守くださいますようお願いいたします。</p> <p>一、合同墓ご利用に関連する参拝・読経について</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>①参拝をはじめいかなる場合も、ご遺骨の出骨はできませんのでご了承ください。</p> <p>②盆会、彼岸会、<u>（削除）</u>年忌法要、ご祥月法要、ご命日法要等に際して読経をご希望の場合は、所定の読経申込書に記入のうえ、本堂受付にてお申込みください。平常は本堂又は礼拝堂（<u>本館2階</u>）他にて読経いたします。また、降誕会前日・降誕会（5月20日～5月21日）報恩講前日・報恩講（11月10日～11月16日）期間および別に定める期間は、読経申込みはお受けしていません。</p> <p>③<u>納骨法要のお時間を下記の通り、設けております。読経をご希望の場合は、事前にご予約ください。</u></p> <p><u>1. 個別法要</u></p> <p><u>9時30分、10時30分、11時30分、12時30分、13時30分、</u></p>

したら、各自でお持ち帰りください。

⑥参拝時間は9時～17時です。

※その他詳細については1階の合同墓受付にお問い合わせください。

二、合同墓のお申込みについて

①管理者が、合同墓管理委託申込書（1-1・1-2号様式）を受理し、規程に適合するかどうかを厳正に審査し適当と認めたとき、合同墓の利用を許可したことの証として「築地本願寺合同墓管理受託証明書」及び「築地本願寺合同墓納骨カード」を交付します。尚、申込書には下記の事項をご記入いただきます。

1. 合同墓管理委託者氏名（実印押が必要）・住所・電話番号・生年月日
2. 収蔵予定者氏名・同居人の有無・刻銘希望の可否
3. 代理人1～4の氏名・住所・電話番号続柄
4. 所属寺証明印（合同墓管理委託者が浄土真宗本願寺派に所属している場合）

※収蔵予定者が刻銘希望する場合、申込み手続き完了後、俗名にて刻銘いたします。「管理受託証明書」及び「カード」は納骨をする際に必要となりますので大切に保管ください。

② 管理受託証明書はご家族、ご友人・知人に保管場所をお知らせください。また、カードを常にご携帯いただければ、万一ご家族、ご友人と連絡の取れない状況でお亡くなりになられた場合、カードを元に当寺院に連絡をいただき、お骨をお迎えすること

14時30分、15時30分

2. 合同法要

14時30分

④合同墓礼拝堂での供物・供花はできません。

⑤合同墓礼拝堂の参拝時間は6時～21時30分です。

※その他詳細については1階サービスデスク受付にお問い合わせください。

二、合同墓のお申込みについて

①管理者が、合同墓管理委託申込書（1-1・1-2号様式）を受理し、利用を受託したとき、合同墓の利用を許可したことの証として「築地本願寺合同墓管理受託証明書（以下「管理受託証明書」という。）」及び「築地本願寺合同墓納骨カード」を交付します。尚、申込書には下記の事項をご記入いただきます。

1. 合同墓管理委託者氏名（実印押印が必要）・住所・電話番号・生年月日
2. 収蔵予定者氏名・同居人の有無・刻銘希望の可否
3. 連絡先①～②の氏名・住所・電話番号・続柄
4. 所属寺証明印（合同墓管理委託者が浄土真宗本願寺派に所属している場合）

※収蔵予定者が刻銘希望する場合、申込み手続き完了後、俗名にて刻銘いたします。

「管理受託証明書」及び「築地本願寺合同墓納骨カード」は納骨をする際に必要となりますので大切に保管ください。

② 「管理受託証明書」はご家族、ご友人・知人に保管場所をお知らせください。また、「築地本願寺合同墓納骨カード」を常にご携帯いただければ、万一ご家族、ご友人と連絡の取れない状況でお亡くなりになられた場合、カードを元に当寺院に連絡をいただき、お骨をお迎えすることができます。

<p>P.2</p>	<p>ができます。</p> <p>③ <u>合同墓のご利用にあたっては、年次冥加金（年間管理費等にあたるお布施）を納めていただくことを必須としておりません。</u></p> <p>三、納骨について</p> <p>③納骨に際しては、事前に下記の手続きが必要です。</p> <p>イ) 納骨の手続き方法</p> <p>(1) 「<u>築地本願寺合同墓納骨カード</u>」を受付に提示し、「<u>築地本願寺合同墓納骨届</u>」をお受け取りください。</p> <p>(2) 「<u>納骨届</u>」(4号様式)には、下記の事項をご記入いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●亡くなられた方の俗名（生前の<u>お名前</u>） ●亡くなられた方の法名 ●亡くなられた方のご命日 ●合同墓管理委託者の住所・<u>名前</u>・電話番号 ●申請者の住所・<u>名前</u>（押印が必要）・電話番号・亡くなられた方（管理委託者）との関係 <p>(3) 添付書類として、本骨の場合は<u>埋葬許可証</u>（または<u>改葬許可証</u>）、分骨の場合は分骨証明書の提出が必要です。</p> <p>(4) お預かりした遺骨を粉骨した後、合同墓地下収蔵室に納骨いたします。</p> <p>ロ) 収骨・分骨について</p> <p>ご遺骨は<u>お申込みに対して</u>一体分のみお納めいただくことが可能です。</p> <p>分骨の場合にも一名様分のお申込みが必要となります。</p>	<p>③ <u>合同墓のご利用にあたっては、年間管理費を納めていただくことはありません。</u></p> <p>三、納骨について</p> <p>③納骨に際しては、事前に下記の手続きが必要です。</p> <p>イ) 納骨の手続き方法</p> <p>(1) 「<u>管理受託証明書</u>」「<u>築地本願寺合同墓納骨カード</u>」を受付に提示し、「<u>築地本願寺合同墓納骨届</u>（以下「<u>納骨届</u>」という。）」をお受け取りください。</p> <p>(2) 「<u>納骨届</u>」(4号様式)には、下記の事項をご記入いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●亡くなられた方の俗名（生前の<u>氏名</u>） ●亡くなられた方の法名 ●亡くなられた方のご命日 ●合同墓管理委託者の住所・<u>氏名</u>・電話番号 ●申請者の住所・<u>氏名</u>・電話番号・亡くなられた方（管理委託者）との関係 <p>(3) 添付書類として、本骨の場合は<u>埋葬許可証</u>、若しくは<u>火葬証明書</u>（または<u>改葬許可証</u>）、分骨の場合は分骨証明書の提出が必要です。</p> <p>(4) お預かりした遺骨を粉骨した後、合同墓地下収蔵室に納骨いたします。</p> <p>ロ) 収骨・分骨について</p> <p>ご遺骨は<u>一名様分のお申込みに対して</u>一体分のみお納めいただくことが可能です。分骨の場合にも一名様分のお申込みが必要となります。</p>
------------	--	--

	<p>四、合同墓管理受託義務の消滅について 次のような場合には、合同墓管理受託義務が消滅する場合がございますので、ご注意ください。</p> <p>① <u>合同墓管理委託者が住所変更手続きを怠ったことによりご本人確認ができなくなった場合。</u></p> <p>② <u>合同墓収蔵予定者・管理委託者または代理連絡先への連絡後お返事がないまま5年以上が経過した場合（築地本願寺では利用者の方がお亡くなりになられた際に確実に合同墓にお入りになられるよう連絡を行います）。</u></p> <p>③ <u>合同墓管理委託者が各種の法律、規程や管理者の指示に違反したことが明らかになった場合</u></p>	<p>四、合同墓管理受託義務の消滅について 次のような場合には、合同墓管理受託義務が消滅する場合がございますので、ご注意ください。</p> <p>① <u>合同墓管理委託者が住所変更・改正・改名手続きを怠ったことによりご本人確認ができなくなった場合。</u></p> <p>② <u>合同墓収蔵予定者・管理委託者または連絡先①～②への連絡後お返事がないまま5年以上が経過した場合（築地本願寺では利用者の方がお亡くなりになられた際に確実に合同墓にお入りになられるようご連絡いたします）。</u></p> <p>③ <u>合同墓管理委託者が重大な違反を犯したとき、或いは規程や管理者の指示に従わなかった場合。</u></p>
<p>P.3</p>	<p>五、「<u>築地本願寺合同墓管理受託証明書</u>」及び「<u>築地本願寺合同墓納骨カード</u>」の再交付について 次のような場合には「<u>築地本願寺合同墓管理受託証明書</u>」及び「<u>築地本願寺合同墓納骨カード</u>」の再交付の手続きをしてください。</p> <p>① 「<u>築地本願寺合同墓管理受託証明書</u>」及び「<u>築地本願寺合同墓納骨カード</u>」を紛失または汚損した場合。</p> <p>② 「<u>築地本願寺合同墓管理受託証明書</u>」「<u>築地本願寺合同墓納骨カード</u>」の表示内容に変更（例、合同墓管理委託者の改姓・改名など）が生じた場合。</p> <p>【手続きに必要なもの（変更・申請内容によって異なります）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>管理受託証明書再交付願（2-1号様式）</u> ● 「<u>築地本願寺合同墓管理受託証明書及び合同墓納骨カード</u>」（証明書汚損または表示内容変更の場合） ● 印鑑登録証明書（一通） ● その他、合同墓管理者が提出を求めた書類 	<p>五、「<u>管理受託証明書</u>」及び「<u>築地本願寺合同墓納骨カード</u>」の再交付について 次のような場合には「<u>管理受託証明書</u>」及び「<u>築地本願寺合同墓納骨カード</u>」の再交付の手続きをしてください。</p> <p>① 「<u>管理受託証明書</u>」及び「<u>築地本願寺合同墓納骨カード</u>」を紛失または汚損した場合。</p> <p>② 「<u>管理受託証明書</u>」及び「<u>築地本願寺合同墓納骨カード</u>」の表示内容に変更（例、合同墓管理委託者の改姓・改名など）が生じた場合。</p> <p>【手続きに必要なもの（変更・申請内容によって異なります）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>管理委託証明書再交付願（2-1号様式）</u> ※実印押印箇所あり ● 「<u>管理受託証明書</u>」及び「<u>築地本願寺合同墓納骨カード</u>」（証明書汚損または表示内容変更の場合） ● 印鑑登録証明書（一通） ● その他、合同墓管理者が提出を求めた書類 <p>※詳細については、<u>1階サービスデスク受付</u>にお問い合わせください。</p>

	<p>※詳細については、<u>合同墓受付</u>にお問い合わせください。</p> <p>※<u>合同墓納骨カード</u>の再発行には金5千円を頂戴いたします。</p> <p>六、<u>礼拝施設使用</u>について</p> <p>①<u>東京教区外の本派僧侶の使用</u>については、希望する法要修行日の10日前までに、所属寺住職が申請書を築地本願寺へ提出ください。<u>なお、東京教区内の本派僧侶が使用する場合には事前に本堂受付にお問い合わせください。</u></p> <p>②<u>礼拝施設使用</u>にあたり、<u>施設使用懇志</u>を申し受けます。</p> <p>③<u>礼拝施設使用時間</u>は、<u>30分以内を限度</u>といたします。</p> <p>④読経は、必ず申請し許可を得た所属寺住職（<u>または同行する本派僧侶</u>）<u>に</u>お願いします。</p> <p>⑤礼拝施設における法要儀式は浄土真宗本願寺派で定められた法要儀式をもって執り行うものといたします。</p>	<p>※「<u>築地本願寺合同墓納骨カード</u>」の再発行には金5千円を頂戴いたします。</p> <p>六、<u>礼拝施設利用</u>について</p> <p>①<u>(削除) 浄土真宗本願寺派僧侶の利用</u>については、希望する法要修行日の10日前までに、所属寺住職が申請書を築地本願寺へ提出ください。<u>(削除)</u></p> <p>②<u>礼拝施設利用</u>にあたり、<u>施設利用懇志</u>を申し受けます。</p> <p>③<u>礼拝施設利用時間</u>は、<u>30分以内</u>といたします。</p> <p>④読経は、必ず申請し許可を得た所属寺住職（<u>または所属する浄土真宗本願寺派僧侶</u>）<u>に</u>お願いします。</p> <p>⑤礼拝施設における法要儀式は浄土真宗本願寺派で定められた法要儀式をもって執り行うものといたします。</p>
P.5	<p>築地本願寺合同墓管理規程</p> <p>(合同墓管理委託者)</p> <p>第3条</p> <p>①<u>合同墓の管理委託する者</u>（以下「<u>合同墓管理委託者</u>」という。）は、収蔵予定者を明示したうえで予め管理者の許可を受けなければならない。尚、収蔵予定者の変更は認めないものとする。</p> <p>②<u>合同墓管理委託者は、浄土真宗本願寺派</u>（以下「<u>宗派</u>」という）の教義を尊重し、<u>申し込</u></p>	<p>築地本願寺合同墓管理規程</p> <p>(合同墓管理委託者)</p> <p>第3条</p> <p>①<u>合同墓への納骨を管理委託する者</u>（以下「<u>合同墓管理委託者</u>」という。）は、収蔵予定者を明示したうえで予め管理者の許可を受けなければならない。尚、収蔵予定者の変更は認めないものとする。</p> <p>②<u>合同墓管理委託者は、浄土真宗本願寺派</u>（<u>削除</u>）の教義を尊重し、<u>申込み以降</u>からの法要</p>

<p>み以降からの法要を浄土真宗本願寺派の儀礼にて行うことに同意する者に限る。</p> <p>③<u>合同墓管理委託者は、「築地本願寺倶楽部」の会員となり、別途規定する各種のワンストップサービスの提供を受けることができるものとする。</u></p> <p>④合同墓管理委託者は成人に限る。</p> <p>⑤合同墓収蔵予定者・管理委託者は反社会的勢力（暴力団でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等）に該当しない者に限る。</p> <p>⑥<u>管理者は、収蔵予定者・管理委託者が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続を要することなく、合同墓管理委託を解約することができる。その場合、管理者は収蔵予定者・管理委託者の損害賠償の責を負わない。</u></p> <p>⑦前各号に定めるほか、<u>管理者が相当でない</u>と認めるときは、管理委託を許可しないことができるものとする。</p> <p>但し、②・④については<u>管理者が特別な事由があると認めるときは上記の限りでない。</u></p> <p>P.6 (利用の目的)</p> <p>第4条 合同墓は、遺骨を安置する目的<u>のほかに利用することはできない。</u></p> <p>(合同墓管理委託冥加金)</p> <p>第5条</p> <p>①合同墓管理委託者は、合同墓管理委託冥加金を納付しなければならない。</p> <p>②既納の合同墓管理委託冥加金はいかなる理由であろうとも一切返還しない。</p> <p>③合同墓管理委託冥加金は、別に定める。</p>	<p>を浄土真宗本願寺派の儀礼にて行うことに同意する者に限る。</p> <p>(削除)</p> <p>③合同墓管理委託者は成人に限る。</p> <p>④合同墓収蔵予定者・管理委託者は反社会的勢力（暴力団でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等）に該当しない者に限る。</p> <p>⑤合同墓の管理者は、合同墓収蔵予定者・管理委託者が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続を要することなく、合同墓管理受託を解約することができる。その場合、管理者は<u>合同墓収蔵予定者・管理委託者の損害賠償の責を負わない。</u></p> <p>⑥前各号に定めるほか、<u>合同墓の管理者が相当でない</u>と認めるときは、管理委託を許可しないことができるものとする。</p> <p>但し、②・③については<u>合同墓の管理者が特別な事由があると認めるときは上記の限りでない。</u></p> <p>(使用の目的)</p> <p>第4条 合同墓は、遺骨を安置する目的<u>に供する。</u></p> <p>(合同墓管理委託冥加金)</p> <p>第5条</p> <p>①合同墓管理委託者は、合同墓管理委託冥加金を納付しなければならない。</p> <p>②既納の合同墓管理委託冥加金はいかなる理由であろうとも一切返還しない。</p> <p>③合同墓管理委託冥加金は、別に定める。</p> <p>④<u>合同墓管理委託冥加金について、やむを得な</u></p>
--	--

<p>(<u>合同墓管理委託の解約等</u>)</p> <p>第6条 <u>管理者は合同墓管理委託者が次のイ)・ロ)・ハ)</u> <u>の各号のいずれかに該当したときは、合同墓管</u> <u>理委託を解約することが出来るものとし、ニ)</u> <u>に該当したときは以後合同墓管理受託者としての</u> <u>義務を負わないものとする。</u></p> <p>イ) <u>合同墓管理委託者が住所変更並びに改姓・</u> <u>改名の変更の</u>手続きを怠ったとき ロ) <u>管理委託者が3条の規定に当てはまらな</u> <u>いことが判明した場合。</u> ハ) <u>合同墓を第4条に定めるところの目的以</u> <u>外に使用していると管理者が認めたとき</u> ニ) <u>合同墓管理委託者の住所が不明となり、申</u> <u>込者・管理委託者または代理人連絡先と</u> <u>の連絡が5年以上つかない場合。</u></p> <p>(<u>規程に定めない事項</u>)</p> <p>第7条 前各条に定めない事項が生じた場合について は、法令の定めるところによるほか、その都度<u>管</u> <u>理者が定める。</u></p> <p>附則 この規程は、2017(平成29)年11月8日 から施行する。</p>	<p><u>い事由により第三者から納付される場合に</u> <u>おいても、合同墓管理委託者名での受納証の</u> <u>発行となり、納付についての異議申し立てを</u> <u>受けない。</u></p> <p>(<u>合同墓管理受託の解約等</u>)</p> <p>第6条 <u>管理者は合同墓管理委託者が次のイ)・ロ)(削除)</u> <u>の各号のいずれかに該当したときは、合同墓管理</u> <u>受託を解約することが出来るものとし、ハ)に該</u> <u>当したときは合同墓管理受託者として、以後の納</u> <u>骨を受け付けられないものとする。</u></p> <p>イ) <u>合同墓管理委託者が住所変更並びに改姓・</u> <u>改名の変更</u>手続きを怠ったとき ロ) <u>合同墓管理委託者が第3条の規定に当ては</u> <u>まらないことが判明した場合。</u> (削除) ハ) <u>合同墓管理委託者の住所が不明となり、管</u> <u>理委託者・収蔵予定者または連絡先①～</u> <u>②との連絡が5年以上つかない場合。</u></p> <p>(<u>規程に定めない事項</u>)</p> <p>第7条 前各条に定めない事項が生じた場合については、 法令の定めるところによるほか、その都度<u>合同墓</u> <u>の管理者が定める。</u></p> <p>附則 この規程は、2017(平成29)年11月8日 から施行する。 改正 2020(令和2)年9月29日</p>
--	--

<p>P.7</p>	<p>築地本願寺合同墓施行細則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 築地本願寺合同墓管理規程第8条の規定に基づき、<u>合同墓管理の施行細則は、築地本願寺の定めるところによる。</u></p> <p>(管理受託証明書の交付)</p> <p>第2条</p> <p>①築地本願寺合同墓管理規程(以下「規程」という。)第3条の規定により、合同墓管理委託を願い出る場合は、築地本願寺合同墓管理委託申込書を提出しなければならない。</p> <p>②管理者は前項の申込書を受理し規程に適合すると認めたときは、<u>築地本願寺合同墓管理受託証明書及び合同墓納骨カード</u>を交付する。</p> <p>③前記申込書の押印は実印を使用し、印鑑登録証明書(取得日から6ヶ月有効、複写可)を添付しなければならない。<u>申込者が外国籍で印鑑証明のない場合には管理者等が面談し判断するものとする。</u></p> <p>④浄土真宗本願寺派に<u>所属寺がある場合は、所属寺住職及び住職代務者の許可を受けなければならない。許可証は必要の都度提示しなければならない。</u></p>	<p>築地本願寺合同墓施行細則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 築地本願寺合同墓管理規程第8条の規定に基づき、<u>合同墓管理についての細則は、以下に定めるところによる。</u></p> <p>(管理受託証明書の交付)</p> <p>第2条</p> <p>①築地本願寺合同墓管理規程(以下「規程」という。)第3条の規定により、合同墓管理委託を願い出る場合は、築地本願寺合同墓管理委託申込書を提出しなければならない。</p> <p>②管理者は前項の申込書を受理し規程に適合すると認めたときは、<u>「管理受託証明書」及び「築地本願寺合同墓納骨カード」</u>を交付する。</p> <p>③前記申込書の押印は実印を使用し、印鑑登録証明書(取得日から6ヶ月以内)を添付しなければならない。<u>また、居住地が海外の場合は、印鑑登録証明書に代わる公的書類の添付が必要である。</u></p> <p>④浄土真宗本願寺派の<u>所属寺がある場合は、所属寺住職または住職代務者の許可を受けなければならない。(削除)</u></p>
<p>P.8</p>	<p>(納骨方法、納骨後の遺骨の返還について)</p> <p>第5条</p> <p>①遺骨は<u>当寺で預かり粉骨した後に納骨するものとし、遺骨は元に戻すことはできない。</u></p> <p>②納骨後の遺骨は個別保管期間、合葬後ともに返還することはできない。</p>	<p>(納骨方法、納骨後の遺骨の返還について)</p> <p>第5条</p> <p>①遺骨は<u>築地本願寺で預かり粉骨した後に納骨する。いかなる場合でも返還しない。</u></p> <p>②納骨後の遺骨は個別保管期間、合葬後ともに返還することはできない。</p>

<p>P.9</p>	<p>(合同墓管理受託証明書の再交付) 第7条</p> <p>①<u>築地本願寺合同墓管理受託証明書及び合同墓納骨カード</u>を紛失し又は著しく汚損した場合は、再交付を願い出なければならない。</p> <p>②<u>合同墓納骨カード</u>再交付の場合には5千円を手續冥加として納付しなければならない。</p> <p>(礼拝施設の使用) 第11条</p> <p>①礼拝施設における法要儀式は、浄土真宗本願寺派で定めた法要儀式をもって執り行うものとし、<u>他の宗教団体等の法要儀式若しくはそれに類似する行事等は一切行うことができない。</u></p> <p>②礼拝施設において、法要儀式を執り行う場合、遺骨の移動は一切行うことができない。</p> <p>③礼拝施設は、法要儀式その他の行事について、築地本願寺へ事前に申込みことにより、<u>東京教区内寺院に所属する僧侶が使用</u>することができる。<u>使用時間は30分以内を限度とする。</u>なお、<u>教区外の本派僧侶の使用</u>については、希望する法要修行日の10日前までに、所属寺住職が申請書を築地本願寺へ提出し、管理者の許可を得るものとする。</p> <p>④前項の<u>使用</u>にあたっては、<u>施設使用冥加</u>を納付するものとする。基準については、別に定める。</p> <p>(勤行について) 第12条</p> <p>①法要を希望する場合は<u>本堂受付所定の読経申込書</u>に記入し<u>申し込みする</u>ものとする。</p> <p>②本堂、礼拝施設にて法要を修行する。</p>	<p>(合同墓管理受託証明書の再交付) 第7条</p> <p>①「<u>管理受託証明書</u>」及び「<u>築地本願寺合同墓納骨カード</u>」を紛失し又は著しく汚損した場合は、再交付を願い出なければならない。</p> <p>②「<u>築地本願寺合同墓納骨カード</u>」再交付の場合には5千円を手續冥加として納付しなければならない。</p> <p>(礼拝施設の利用) 第11条</p> <p>①礼拝施設における法要儀式は、浄土真宗本願寺派で定めた法要儀式をもって執り行うものとする。<u>(削除)</u></p> <p>②礼拝施設において、法要儀式を執り行う場合、遺骨の移動は一切行うことができない。</p> <p>③礼拝施設は、法要儀式その他の行事について、築地本願寺へ事前に申込みことにより、<u>浄土真宗本願寺派に所属する僧侶が利用</u>することができる。<u>利用時間は30分を限度とする。</u>なお、<u>(削除) 利用</u>については、希望する法要修行日の10日前までに、所属寺住職が申請書を築地本願寺へ提出し、管理者の許可を得るものとする。</p> <p>④前項の<u>利用</u>にあたっては、<u>施設利用冥加</u>を納付するものとする。基準については別に定める。</p> <p>(勤行について) 第12条</p> <p>①法要を希望する場合は<u>所定の読経申込書</u>に記入し<u>申込みする</u>ものとする。</p> <p>②本堂、礼拝施設にて法要を修行する。</p>
------------	---	---

<p>(委託管理)</p> <p>第13条</p> <p>①合同墓の保守、清掃、衛生、警備その他の必要な管理事項は、<u>宗教的尊厳をおかさな</u> <u>い範囲において、管理者はその管理を専門</u> <u>業者に委託することができる。</u></p> <p>②専門業者に管理を委託する場合は、合同墓管理委託者、参詣者等の便益と宗教的感情を損じないように措置しなければならない。</p> <p>附則</p> <p>この細則は、2017（平成29）年11月8日から施行する。</p>	<p>(委託管理)</p> <p>第13条</p> <p>①合同墓の保守、清掃、衛生、警備その他の必要な管理事項は、<u>宗教的尊厳をおかさな</u> <u>い範囲において、合同墓の管理者は専門業者に委</u> <u>託することができる。</u></p> <p>②専門業者に管理を委託する場合は、合同墓管理委託者、参詣者等の便益と宗教的感情を損じないように措置しなければならない。</p> <p>附則</p> <p>この細則は、2017（平成29）年11月8日から施行する。</p> <p>改正 2020（令和2）年9月29日</p>
--	---